

別添

規制緩和推進3か年計画（再改定）
（労働行政関係）（抜粋）

事項名	措置内容	実施予定時期			備考	改定計画との関係	所管省庁
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
⑤企業分割時等の型式検定	型式検定を受けた機械等の製造者等に関し、企業の合併や分割が行われた場合において、型式検定の基準に照らして変更がないときは、当該合併等により設立された法人は、内容が簡素化された型式検定を受けることができることとする。			12年度(指図)		新規	労働省
⑥防暴構造電気機械器具に係る検定	(a) 防暴構造電気機械器具の型式検定については、外国検査データ受入れの拡大により、国内検査の簡素化を図る。	10年度 外国検査 期間の追加 指定	申請後迅速な審査 を行い、逐次実施			6(1)(x) ④(a)	労働省
	(b) 海外の検査機関で認証された防暴構造電気機械器具の受入れについては、相互主義の原則にのっとり、相手国の検査機関で認証された防暴機器を相互に受け入れる相互認証によることとし、当面、日・EU間の相互承認について、EUの対応を踏まえ、改善を図る。	10年度 EUの検査 制度等 の調査	11年度以降のEUと の協議を促進し、成 立を経て実施			6(1)(x) ④(b)	
⑦外国検査機関の指 定の基準等	(c) 国内で製造された防暴構造電気機械器具の検定に際し、あらかじめ行った試験の結果を記載した書面として指定外国検査機関が労働大臣が定める規格に適合するかどうかについて検査を行ったデータを活用することができることを明確化するとともに、この場合における検査内容の簡素化を図る。			12年度 (指図)		新規	労働省
	労働安全衛生法に係る外国検査機関の指定の基準等指定外国検査機関制度の一層の周知を図るための方策を検討する。			12年度 (検討)		新規	労働省
⑧防じんマスク等の 国家検定	防じんマスク及び防汚マスクの型式検定業務について、効率的な試験設備の開発等を行い、民間代行化を図る。	10年度 試験設備 の開発等	11年度以 降逐次実 施			6(1)(x) ⑤	労働省 (6(1)(i) ②cに同じ)